

令和 5 年 6 月 26 日現在

機関番号：25403  
研究種目：基盤研究(C)（一般）  
研究期間：2016～2022  
課題番号：16K03525  
研究課題名（和文）パリ合意の実効性 京都議定書後継枠組みの行方

研究課題名（英文）Effectiveness of the Paris Agreement: The Future of the Successor Framework to the Kyoto Protocol

## 研究代表者

沖村 理史 (Okimura, Tadashi)

広島市立大学・付置研究所・教授

研究者番号：50453197

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、パリ協定とそれを補完する締約国会議決定の実態調査を行い、パリ協定の実効性と気候変動ガバナンスの変容についての実証分析、及び国際環境制度の実効性に関する示唆を得ることを目的とした。パリ協定は、京都議定書の課題であった参加国の拡大、衡平性への配慮を実現した。さらに自主的な国別目標を五年ごとに更新し、環境十全性からレビューする場を設け、強制力を持たせる工夫がなされた。第二回目の国別目標は、第一回目に比べ強化されており、各国の行動変化が見られることから、政治的実効性が高いと評価できる。従って、パリ協定は京都議定書が抱えた実効性の低下という課題を克服する試みであると結論づけた。

## 研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、文献調査に加え、交渉で参与観察した実態調査に基づき、学術的に分析した研究成果をできる限り迅速に論文の形で発表してきた。これにより、研究目的として設定した地球環境政策研究という実社会が社会科学に求めているながらも、先行研究が少ない課題指向型研究を、本研究を通じて実践することができた。また、研究期間中の学会発表を通じて得られた学術的知見は、その後論文として投稿し、査読を経て受理され、発表してきた。国際環境制度の実効力という研究課題について、事例分析を踏まえ理論的な示唆を得ることを通じ、学術的な貢献を行うという研究目的も達成できた。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to conduct a survey of the Paris Agreement and its Conference of the Parties decisions, to conduct an empirical analysis of the effectiveness of the Paris Agreement and the transformation of climate governance, and to obtain implications for the effectiveness of international environmental institutions. The Paris Agreement has achieved the expansion of the number of participating countries and equity, which were the challenges of the Kyoto Protocol. Furthermore, it was designed to make the voluntary national targets enforceable by updating them every five years and establishing a forum for review from the standpoint of environmental integrity. The second round of national targets were strengthened, and the changes in behavior of each country can be seen, indicating that the agreement is politically effective. Therefore, I conclude that the Paris Agreement is an attempt to overcome the problem of reduced effectiveness that the Kyoto Protocol faced.

研究分野：国際関係論

キーワード：気候変動 国際制度 実効性

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

1992年に採択された国連気候変動枠組条約は、その下で先進国の温室効果ガス排出量の数値目標を設定した京都議定書を1997年に採択するなど、気候変動問題に対する国際体制の中で中心的な役割を果たしている。京都議定書は、2008-12年の第一約束期間における先進国の温室効果ガス排出量の数値目標が設定されるなど、野心的な取組みが盛り込まれた。しかし、途上国には数値目標が設定されず、米国が参加しないなど大きな課題を残した。第一約束期間が終了する2013年以降の体制では、第二約束期間の数値目標設定に加え、気候変動抑制の取組みに全世界が参加する仕組みを作ることが重要なテーマとなった。しかし、その在り方を巡り、各国の意見が異なり、2009年に開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）では交渉が決裂した。その後、京都議定書の第二約束期間が終了する2021年以降の国際体制作りでは、京都議定書のような国際交渉で数値目標を決めるトップダウン型アプローチから、各国が自主的に国別の目標や政策を示すボトムアップ型アプローチをより重視する方向へ、国連気候変動枠組条約交渉は転換してきた。これは、強制力を多少弱めても、参加国を広げ、国際環境制度の実効性を高めようという試みであると言える（表1参照）。

		京都議定書		パリ協定の見通し [2021-]
		第一約束期間[2008-12]	第二約束期間[2013-20]	
途上国		数値目標対象外	数値目標対象外	自主的な国別目標設定
先進国	米	京都議定書不参加	京都議定書不参加	自主的な国別目標設定
	日加露	京都議定書批准	ドーハ改正(数値目標無)	自主的な国別目標設定
	EUなど	京都議定書批准	ドーハ改正(数値目標有)	自主的な国別目標設定

注：網掛け濃い部分は強い法的拘束力あり、薄い部分は弱い法的拘束力あり

表1：京都議定書とパリ協定の数値目標の有無（本研究申請時の状況）

本研究の申請時（2015年11月）は、ボトムアップ型アプローチに基づき2021年以降の気候変動問題に対する国際的な体制を新たに創りあげたパリ協定が採択された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）の開催直前であった。したがって、京都議定書とパリ協定の実効性について、気候変動ガバナンスの変容に関する実証分析が必要とされていた。

2. 研究の目的

本研究はCOP21で京都議定書の後継体制となるパリ協定が合意されることを前提に、進行中の国際交渉に参加して関係者に対し調査を行うことを通じ、パリ協定とそれを補完する締約国会議決定の実効性がどのように担保されるのか実態調査を行い、パリ協定の実効性と気候変動ガバナンスの変容についての実証分析、及び国際環境制度の実効性に関する国際関係理論への示唆を得ることを目的とした。本研究の学術的な特色としては、地球環境政策研究という実社会が社会科学に求めているながらも、先行研究が少ない課題指向型研究であるという点と、国際環境制度の実効性という国際関係論の研究課題について、事例分析を踏まえ理論的な示唆を得ることを通じ、国際関係理論への学術的な貢献を行うという二点があげられた。

3. 研究の方法

本研究では、国際環境制度の実効性を分析する上で、国際制度の強制力と国際制度への参加国の多寡という二つの分析軸を用いた。その上で、研究の目的を達成するために、実態調査として国連気候変動枠組条約の締約国会議に参加し、国際交渉の参与観察を行うことでパリ協定とパリ協定を補完する締約国会議決定の情報収集と分析を行った。パリ協定は、2015年のCOP21で採択されたが、制度の詳細ルールについては、その後の締約国会議決定で行われた。そこで、研究期間を通じて、国連気候変動枠組条約交渉に参加し、締約国会議決定の内容把握に努めるとともに、主要国の反応を実態調査した。その際には、締約国会議における主要国の提案や発言を参与観察することに加え、交渉に参加している主要国のシンクタンクの関係者や研究者などに対して、主要国のパリ合意への反応について聞き取り調査を行った。また、パリ合意を批准し新たな国際体制に参加する国の動向を調査し、パリ協定の強制力と国際制度への参加国の多寡についても調査分析した。その上で、二つの分析軸に基づき、パリ協定の実効性と気候変動ガバナンスの変容を実証分析した上で、国際環境制度の実効性に関する国際関係理論への示唆を得ることとした。

#### 4. 研究成果

国際環境制度の実効性の分析にあたり、二つの分析軸として設定した国際制度の強制力と国際制度への参加国については、研究期間中に発表した査読付き論文や論文集に掲載された論文の中でそれぞれ分析している。これらの論文を時系列で紹介し、研究の進展具合とその成果を混すことにしたい。

国際制度の強制力を検討する上で、気候ガバナンスにおけるパリ協定の位置づけを分析した論文（沖村 2017a）では、京都議定書成立後の気候ガバナンスの課題として、参加国の少なさ、参加国間の衡平性が担保されなかったこと、強制力ある数値目標を先進国全体で達成するという理想が達成されなかったことを指摘した。その上で、透明性、包括性、締約国主導に配慮した交渉プロセスを経て、ボトムアップ型アプローチを採用し参加国の拡大を可能にしたこと、先進国と途上国の線引きを固定化しない文言を用いてその時代に応じた衡平性ある対応を可能にしたこと、各国の自主的な目標に対する環境十全性のあるレビューや全体の進捗状況を確認するグローバル・ストックテイクと呼ばれる制度により全締約国の強制力に一定の担保を持たせることを可能にしたこと、の三点から、パリ協定は危機に瀕した気候ガバナンスを立て直す中心的な存在になったと結論づけた。

続いて、国際制度への参加国については、気候変動交渉における発展途上国の立場を分析した論文（沖村 2017b）で、発展途上国の状況を分析した。発展途上国は、気候変動交渉では国連の活動と同様に G77+中国という大きなまとまりで行動してきた。しかし、気候変動問題の特性を踏まえ、いくつかのサブ交渉グループを形成している。この論文では、発展途上国の責任の在り方に関する 10 個のサブ交渉グループの立ち位置（交渉面）と、各サブグループの平均一人当たり GDP（社会経済面）の二つの軸に基づき整理した。経済的に貧しい後開発途上国やアフリカ諸国は、温室効果ガス排出削減にあたっては途上国にも能力に応じた取り組みを求めることには抵抗感はないが、新興国やアラブ諸国など経済的にある程度豊かなグループは先進国と途上国の二分論に基づいてより先進国の責任を求める傾向が強く、さらに豊かな環境十全性グループは発展途上国も能力に応じた取り組みを行う立場をとる、として一定の傾向がみられると評価した。他方、これらの説明から外れた独立ラテンアメリカ・カリブ海諸国連合については、ラテンアメリカ内の政治状況から、小島嶼国については気候変動の悪影響の認識の強さから説明できるとした。最後に得られた示唆として、今後途上国が環境面の悪影響を強く認識することで自主的に温室効果ガス排出削減策を強化し、パリ協定で定めた 2 度目標の達成に向けて貢献する国々が増える可能性が高まることを指摘した。

パリ協定から脱退することを選んだトランプ政権下のアメリカの状況については、国連気候変動枠組条約体制とアメリカを分析した論文（沖村 2018）で検討した。民主党のクリントン政権下のアメリカは、1997 年の国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で京都議定書採択に賛成したが、共和党のブッシュ政権に政権が交代すると京都議定書の批准を求めないとして京都議定書から離脱した。その後、民主党のオバマ政権下のアメリカは、2015 年のパリ協定の採択に賛成し 2016 年にはパリ協定を受諾したが、共和党のトランプ政権に政権が交代するとパリ協定から脱退した。このようにブッシュ政権とトランプ政権の政策に共通点がみられることから、両政権時のアメリカの状況について比較分析を行った。結論としては、両政権の政策転換には多くの共通性が見られ、国連気候変動枠組条約体制の進展にかなりの影響を与えることが確認された。その一方で、ブッシュ政権の政策転換では京都議定書の発効、つまり国連気候変動枠組条約体制の法実効性が危ぶまれたのに対し、トランプ政権の政策転換ではパリ協定自体は発効済みであったため、国連気候変動枠組条約体制の法実効性というよりも、政治的・環境実効性の低下が懸念されるという違いも見られた。論文執筆時のアメリカの国内状況においては、国内外の諸アクターや他国がトランプ政権の政策転換に追従する動きが少なかったため、政治的・環境実効性の低下は最小限に抑えられていると評価した。

2020 年のアメリカ大統領選挙の結果、民主党のバイデン政権に政権交替したアメリカの状況を踏まえ、気候危機を乗り越える国際制度として国連気候変動枠組条約体制を分析した論文（沖村 2021）では、論文執筆時点での気候変動問題に対する国際社会の対応について分析した。この論文では、グローバルな協力の実効性を検討する上で、参加国の多寡、衡平性、強制力の三点を検討する必要があるとした。参加国については、論文執筆時のパリ協定の参加国はバイデン政権によって復帰したアメリカを含めると 190 か国にのぼり、極めて多い状況を確認した。先進国と途上国間の衡平性については、附属書に国名がリストアップされ明確な線引きがされていた京都議定書に対し、パリ協定では国名のリストを無くし固定化された線引きをなくす試みがなされることで衡平性により配慮された内容になったと評価した。しかし、気候変動が進行するにつれ、これまでの温室効果ガス削減といった気候変動緩和策に加え、気候変動の悪影響への適応策も国際社会の課題になっており、パリ協定に基づく国際交渉においては適応と緩和の間の衡平性については引き続き課題となっていると評価した。最後に強制力については、各国から提出された国別目標は五年ごとに更新することが求められており、さらに国別目標を環境十全性からレビューする場が設定されていることから、一定の強制力を持たせる工夫がなされていると評価した。これに加えて、気候ガバナンスの実践という点から、地方自治体や企業などの非政府アクターがネットワークを形成し、参加国の拡大を補完し、将来世代や様々な問題の衡平性を取り上げ、多様な取り組みを通じた強制力の強化に貢献していることから、グローバルな協力の実効性を高めていると評価した。

2020年になると、コロナ禍により、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が一年延期されたり、海外出張が不可能になり交渉の参与観察ができなくなったり、といった影響が生じた。研究計画作成時には全く予期できないことではあったが、研究期間の延長・再延長を認めて頂き、実態調査を続けることができた。その調査を踏まえ、研究期間の最終年度にまとめたのが、国連気候変動枠組条約体制の実効性を検討した論文（沖村 2023）である。この論文では、先行研究を踏まえ、国際環境条約の実効性として、行動の変化に注目する政治的実効性、条約の遵守という狭義の法的実効性や条約が国際規範に継続的に反映されるかに注目する広義の法的実効性、国内政策や措置が有する経済的・社会的・生態学的な意味に注目する政策的実効性、環境改善効果に注目する環境的実効性、条約の経済的・社会的効果に注目する経済的・社会的実効性の五つの実効性が考えられると整理した。その上でこの論文では、政治的実効性と環境的実効性について分析を行った。日本を含む多くの国々は2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）前に第一回目の国別目標を提出しており、パリ協定を採択する気運を高めた。その後、2020年から2021年にかけて、第二回目の国別目標が各国から提出された。新旧二つの国別目標を比較すると、いずれの国々も内容を強化し、新たに2050-70年にかけての長期目標も設定している。途上国の数値目標については、透明性と検証可能性が高い絶対値目標が増え、環境十全性の面からレビューしやすくなっている。このように、各国の行動の変化が見られるため、政治的実効性は高いと評価した。また、パリ協定で設定された2度目標の達成可能性については、各国の数値目標の総和を踏まえ、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）や国連気候変動枠組条約事務局による報告がなされている。これらの報告を含めたグローバル・ストックテイクと呼ばれる国際的な検証が現在の交渉で進んでおり、2023年の国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）では最終成果がまとまる予定である。その成果を受けて、2025年が提出期限の第三回目の国別目標では、野心を深掘りすることが期待され、環境的実効性を高めることになる。これらの試みを通じ、締約国の努力が継続的に強化されれば環境的実効性も高まると評価した。政治的実効性が高く環境的実効性も期待できるパリ協定は、総合的に見た実効性という面で京都議定書が抱えた実効性の低下という課題を克服する試みであると結論づけた。

以上、本研究課題の主な成果を、発表した論文に基づき紹介した。文献調査に加え、交渉で参与観察した実態調査に基づき、研究代表者は学術的に分析した研究成果をできる限り迅速に論文の形で発表してきた。研究目的として設定した、地球環境政策研究という実社会が社会科学に求めているながらも、先行研究が少ない課題指向型研究を、本研究を通じて実践できたと自負している。また、研究期間中の学会発表を通じて得られた学術的知見は、その後論文として投稿し、査読を経て受理され、発表することもできている。国際環境制度の実効力という国際関係論の研究課題について、事例分析を踏まえ理論的な示唆を得ることを通じ、国際関係理論への学術的な貢献を行うという研究目的も達成できたと自負している。

気候変動問題に対する国際社会の取り組みは、現在政府のみならず非国家主体の多様な活動を通じて実践されている。本研究の成果を踏まえ、今後はパリ協定という新たな気候ガバナンスの下で、脱炭素という共通の目的の達成を目指して活発化している国家の政策目標と非国家主体の活動の相互関係を研究する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 沖村 理史	4. 巻 10
2. 論文標題 「国連気候変動枠組条約体制の実効性 京都議定書とパリ協定」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『広島平和研究』	6. 最初と最後の頁 139-153
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 沖村 理史	4. 巻 7
2. 論文標題 「地球環境問題とグローバル・ガバナンス」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『広島平和研究所ブックレット』	6. 最初と最後の頁 137-160
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 沖村 理史	4. 巻 36
2. 論文標題 「国連気候変動枠組条約体制とアメリカ」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『総合政策論叢』	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 沖村 理史	4. 巻 6354
2. 論文標題 「トランプ政権と国際気候変動政策」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『厚生福祉』	6. 最初と最後の頁 9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沖村 理史	4. 巻 10(1)
2. 論文標題 「気候変動交渉における発展途上国の交渉グループの立場」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『環境経済・政策研究』	6. 最初と最後の頁 59-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 沖村 理史	4. 巻 33
2. 論文標題 「気候ガバナンスにおけるパリ協定の位置づけ」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『総合政策論叢』	6. 最初と最後の頁 9-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 沖村 理史
2. 発表標題 「国連気候変動枠組条約体制の実効性 京都議定書とパリ協定」
3. 学会等名 日本国際政治学会 2019年度研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 沖村 理史
2. 発表標題 「アメリカの気候変動外交の変化と気候変動ガバナンス プッシュ政権とトランプ政権による政策転換を中心に」
3. 学会等名 環境経済・政策学会 2017年大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 沖村 理史	4. 発行年 2020年
2. 出版社 花伝社	5. 総ページ数 -
3. 書名 「アジアの環境問題 地域比較の視点」(豊田知世ほか編著『現代アジアと環境問題 多様性とダイナミズム』)	

1. 著者名 沖村 理史	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 -
3. 書名 「気候危機を乗り越える国際制度 求められるグローバルな視点と協力」(広島市立大学広島平和研究所編『広島発の平和学 戦争と平和を考える13講』)	

1. 著者名 沖村 理史	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有信堂高文社	5. 総ページ数 -
3. 書名 「環境問題と東アジア国際制度」(広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和とガバナンス』)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------